

岩手県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
久保田歯科医院	一関市上大槻街3番35号	平成26年5月8日
クローバー薬局飯岡店	下閉伊郡山田町飯岡第9地割37番地14	平成26年6月1日
医療法人晃生会近藤病院	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	平成26年6月2日